

第十三回 参議院建設委員会會議録第四十四号

昭和二十七年五月二十七日(火曜日)午前十時二十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬與兵衛君
理事 赤木 正雄君
田中 一君
小川 久義君

委員

石川 榮一君
楠瀬 常猪君
島津 忠彦君
深水 六郎君
徳川 宗敬君
前田 穠君
門田 定藏君
三輪 貞治君
三木 治朗君
松浦 定義君
田中 角榮君
野田 卯一君

衆議院議員

政府委員

建設大臣 野田 卯一君
大蔵省主計局長 河野 一之君
建設省管理局長 渡江 操一君
建設省道路局長 菊池 明君
事務局長 菊池 璋三君
常任委員 会事門員 武井 篤君
会事門員 常任委員 奥野 健一君

法制局員

説明員

建設省道路局庶務課長 浅村 康君

証人 日本国有鉄 道経理局長 高井 軍一君
東京都財務局長 中井喜代太君
大阪建設業 協会会長 鴻池 廉一君
群馬県建設業 協会会長 神田 坤六君
東京建設業 協会副会長 大島 義徳君

本日の會議に付した事件

○公共工事の前拂金保証事業に関する法律案(内閣送付)

○道路整備特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○道路法案(衆議院提出)

○道路法施行法案(衆議院提出)

○本委員会の運営に関する件

○地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案に関する件

○国土総合開発法案等に関する件

○委員長(廣瀬與兵衛君) 只今から建設委員会を開会いたします。公共工事の前拂金保証事業に関する法律案を議題に供します。

本日は本案につきまして発注者側及び請負者側からそれぞれ御出頭を願いました。証人のかたより証言を聴取することにいたしましたと思ひます。

証人のかたより御多用中御出頭願ひまして誠に恐縮でございます。本日は忌憚なく率直に証言を願ひたいと思ひます。

本件は國、地方公共団体又は公共企業体等が発注する公共工事に関するものでありまして、発注者側と請負者側

のそれらの側からいろいろの御意見のあつたと思ひます。先ず発注者側に願ひますことは、本法律が適用になりなつて行きますものかどうか、特にこの点の忌憚のない御意見を承りたいと存じます。又請負者側につきましては大業者、中小業者のそれらの立場から、本件が企圖しております目的に副い得るものでありますかどうか、御意見を承りたいと存じます。それから委員のかたよりにお諮りいたしますが、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律によりまして、証人につきましては宣誓を助成させ、且つこれに署名捺印を求めることになつておりますが、すでに宣誓書に署名捺印を願つておりますので、直ちに証言を聴取したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(廣瀬與兵衛君) 御異議なしと認めます。御異議がないようでございますから直ちに証言を求めます。順序といたしまして一番先に、東京都財務局長の中井喜代太氏、その次に大阪建設業協会会長の鴻池廉一氏、第三番目に群馬県建設業協会の神田坤六氏、第四番目に東京建設業協会副会長の大島義徳氏にお願いいたしますと存じます。それでは中井君に第一番に御証言を願ひます。

○証人(中井喜代太君) 東京都の財務局長であります。只今委員長から公共工事の前拂金保証事業に関する法律案

に關しまして、発注者側といたしまして地方団体の予算執行に關しまする事情に關して、どういふ考えを持っておりますかという、こういうお尋ねでございますが、この点につきまして、考えておりますところを御証言申し上げます。

東京都の工事の關係につきましては、年々相当膨大な額に上つておりまして、前年度におきましては約六十億の発注をいたしております。それから地方団体は特殊な仕組みになつておりますけれども、やはり都のほうで財源的な措置をいたしております。特別区の学校建築等を入れますという、更にその上に十億程度支拂いになつておりますが、これだけの経費がいわゆる工事の経費になつております。これらの工事の實際の執行を見ますと、これと一番私どもが見ております、業者側にとりまします困難は申上げますまでもなく金融の困難な問題でございます。途中でいろいろ契約上の事故が生じます原因の大半は、金融の困難な問題に起因している点が多いのでございまして、こういうような点に鑑みましてこの法案が提案の理由になつてい

るのではないかと申すのでございまして、東京都に例を取りましますと、二十六年におきましては、契約を途中で解除いたしました、つまり工事を投げ出したものが約二十二件になつております。これらの原因は、只今申上げましたようなことで、大體金融の問題が主になつております。こういうときでございますので、業者の工事

を円滑ならしむる意味の措置といたしましては、本法案の趣旨につきましては私も非常に賛成をいたすのでござい

ます。地方団体の、只今委員長の仰せられたような予算執行の問題、経費の問題等の観点からこれを見ますと、何といたしまして前金拂いをしてたのでございまして危険負担の問題が強く當面の問題になるわけであります。法案にありますが通り、保証会社というものの設立によりまして、この危険負担を地方団体にかけないようなことになつているのでござい

ますけれども、問題は保証会社の能力の問題でありまして、最終的にもこの危険負担が地方団体に転嫁されないような、確實な仕組みが考えられなければなら

ないのではないかと、かように考えております。法案にもありますが通り、会社の破産でありますとか或いは解散でありますとかいふことが許されて

ありますと、さうな場合には、これが結局は地方団体側の負担になる、こういうような点から言ひますれば、最終的に國がもう少し保証の中に入る

というふうな方途がないものであるから、さういふことをして頂ければ結構であるというふうに考えます。それから大體は金繰り資金の問題でありまして、財政といたしましては大体その年度においてそれだけの財源の見込を立てまして、工事を執行するメドにつき

まして、時間的にはいわけゆる金道はあります。資金の状況におきまして、これを市中銀行から一時借入をしなけ

ればならない、そういう資金があるわけでありませう。これにつきましては、市中銀行の相当の融資によりまして借入をして、そうしてこれを更に所定の前金拂のほうに廻さなければならぬ状況を生ずるわけでございませうが、これらの点につきましては、その工事の時期と、それからまあ金を支拂う時期と、銀行にありませう資金の状況等によつて違つてまいらうと思つて、こういう資金状況を円滑ならしめる意味合いにおきまして、国はできるだけ国庫補助金或いは起債の認可その他国で以て支弁いたすことになつておられます財政負担と申しますか、この点を速かに地方団体にできるだけ早くこれを交付することが必要なわけでありませう。この点につきましては、地方財政法にも謳つておるのでありますが、實際は非常に遅れておられて、各地方団体は金繰りにつきましては非常な困難を來たしておるような状態でありませう。これらの点は、この事業を施行するに当りましては特に考慮を頂かねばならぬのではないかと考へるのであります。それからもう一つは全部その責任なりはその保証会社に属することになるかどうかが、知りませんが、前金拂をいたしましたならば、金額の使途が地方団体の発注いたしました事業に直接使われるかどうかという、これに対する懸念が相當あるわけでありませう。これが不健全な経営のために他の方面に使われて、この法案によりましてば、相當監査と申しますか監督と申しますか、権限が会社にあるようでありませうけれども、そういう点が会社だけの監督なり監査によつてできるかどうか、これは相當な金額に達します場合

合には、発注者側といたしましては相當大きな問題ではないか、かように考へるわけでありませう。

以上簡單でありませうけれども、今の保証会社の保証能力の問題、それから金融、金繰りに関しまして、国といたしまして地方団体に對します補助金なり起債なりその他の交付時期を速かにしてこれを円滑ならしむる方法を積極的に圖つて頂きたいということと、それから不健全なと申しますか、前金拂の使途に對します非常な金融難、これらの点が地方団体といたしまして心配いたしております点であります。以上であります。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 委員のかたにお諮りいたしますが、一々質問をいたしますか、或いは全部証言が済みましたし質問をいたしますか。どちらにいたしますしやう。

○小川久義君 証人四人のかたが済みましてから、總括的に質問いたしたいと思ひます。

○田中一君 この証言のうちもう少し聞きたい点がありませうが、簡単に……東京都なら東京都の現在の運営状態、そういう点で判断できないところもあるのですから、簡単に二、三點聞きたいと思ひます。

○委員長(廣瀬與兵衛君) それではよろしくございませうか如何でしやう……○小川久義君 簡單な一、二の質問をお許し願つて、あとは終つてから總括的にやる、そういうふうにお計らい願ひたい。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 只今の小川君の発言通りでよろしくございませうか……(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(廣瀬與兵衛君) 御異議ないと認めまして、二の御質問がございましてから御質問頂きます、若しなれば次の証言に移ります。

○田中一君 私は今、中井証人に一、二点伺いたのですが、現在東京都では工事の契約をいたしまして、契約金の拂ひ方というものは、無誤契約上いろいろきめると思ひますが、その支拂の状況で、これがどういう工合に拂つてゐるか、先ず伺いたいのです。契約面通り金を拂つておつたかどうか、その状態を、実情を知りたい。

もう一点は、先ほど手持金のない場合があるとおつしやつていましたが、手持金のない場合というのは、仮に二十六年度中に一番大きいとき、市中銀行から融資を受けた場合、いつ頃、どのくらいの金額を借りたか、それがいわゆる職員のための支拂に當つたか、或いは工事金の支拂に充當したもののどのくらいあつたか、それから契約になりまして、何と言ひますが、その建物なら建物、工事を引取るという場合におきまして、支拂はどのくらいの期間に支拂つたか、契約通りちゃんと支拂つてゐるか、或いは金融上いろいろ支拂が一カ月、二カ月、三カ月、或いは検収をしないで金を拂つたか、東京都の実情だけをちよつと伺ひたい。御意見のほかに……

○証人(中井善代太君) 今具体的な資料をちよつと持つておりませうのですけれども、最近におきましては、契約けれども、最近におきましては、契約通り大体これに近い期間において支拂われておるのではなからうかと思ひます。二、三年前、非常に資金難の時分には、半年、三月というふうなものの中にあります、非常にその支拂を

遅らせたために、業者のかたへに非常な御迷惑をかけたこともあるようですが、昨年あたりから大体においてそういう御迷惑はかけないで、契約通りやつておるのではないかとと思つておるのであります。ここに契約の額でありますとか、支拂金額の資料を持ちませんので、大体そういうふうな考えでおります。

○田中一君 先ほど市中銀行から借入れなければならぬというところをおつしやつていましたが、市中銀行から昨年は、二十六年度はどのくらいの金額をどのくらいの期間借りたという事例がありますならば、御説明を願ひたいと思ひます。

○証人(中井善代太君) 今その期間がちよつとわかりませうけれども、東京都で一時借入れする限度は、大体都議会が決定いたしております範圍におきまして、出納長が借ります。併しその金は人件費に充當されるか、事業費に充當されるかという、金に印しを付けるわけには計算上今できかねると思ひますけれども、とにかく税の徴収の時期、或いは先ほど申しました国庫補助金又は起債の入つて来る時期と、それから債権者に金を拂わなければならぬ、或いは俸給を拂わなければならぬという時期とがずれますと、どうしても市中銀行から借りなければならぬ。昨年度借りましたものは記憶いたしておりますが、何だつたら今すぐ電話で……

○田中一君 大体でいいのですが、実情を知りたい。後ほど御答弁願つて結構です。

○委員長(廣瀬與兵衛君) それでは別に御質問ございませうければ、次の証言に移ります。大阪建設業協会会長鴻池藤一君。

○証人(鴻池藤一君) 鴻池藤一でございます。先ほどの御質問の件であります。この法案の成立によりまして前渡金が十分に出来ますれば、これは大業者並びに中小業者共に好ましいものであると思ひます。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 何か御質問ございませうか。簡單な質問……○田中一君 ちよつと鴻池証人に伺いたいのですが、鴻池さんはこの法案全部をもうお読みになり、大体御研究なさつていらつしやるのでございませうね。

○証人(鴻池藤一君) 十分研究するといふところまでは行つておりませうが、一通りは読んだつもりでございませう。

○田中一君 私は前回か前々回の委員会でここに出席しておりますところの建設局長から、関西においてはやはりこの法律が可決されるものという前提の下に、相當突進した行き過ぎたらしい計画を立て、或いはもう株式の募集はやつておるといふくらいに私は推定しておるのです。それは建設局長のお言葉を聞きますと……そういう現状ならば、その母体となつております業者は、あなたが会長をなさつていらつしやる大阪建設業協会が母体となつてやつておるのか、或いは有志がやつておるのか、どちらにしまして、どういうかたぐひが中心になりまして、どの程度まで進んでおるかという点について、あなたの御承知になつておる範囲の御説明を願ひたいと思ひます。それから殊にあなただけそれに対し

て投資をするおつもりであるかどうか、この点も伺いたいと思ひます。

（委員長退席、理事小川久義君委員長席に着く）

○証人（鴻池謙一君） 只今御質問の件であります。現在まだ法案の通過しておりませんが、おきまして、大阪の業界といたしまして、具体的な準備はいたしておきません。併しこの保証会社につきまして、大阪建設業協会の役員会で互いに意見の交換のあつたことは事実であります。

○田中一君 これは建設業協会の会長としての鴻池さんに伺うのはございせん。個人の鴻池さんに伺いたいと思ひますが、あなたはこの会社が実施される場合に株をお持ちになりますか、なりませんか。

○証人（鴻池謙一君） 若しこの法案が通過いたしました場合は、大勢順応によつて方法を決定したいと考えております。

○理事（小川久義君） 質問がございなければ、お諮りしたいと思ひます。赤木委員から御要求のあつた大蔵大臣が、リードと会見のため出席がでかねるということですが、事務次官が主計局長を呼ぶことにしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○田中一君 予算の金の各省に対する、直接の国家の金融操作をやつておる当分の責任者は誰ですか。

○理事（小川久義君） 主計局長だと思ひます。それでは御異議がなければ、主計局長を早速呼ぶように手配いたしたいと思ひます。

次は群馬県の総務部長神田君にお願ひいたします。

○証人（神田六君） 群馬県の総務部長神田でございます。

問題の、法案を実施するすれば、予算の執行との間に支障なく円滑に行き見込があるかどうかという点が主眼のようでありま。大体の結論は東京都からお述べになつた点とほぼ同様であります。法案の御趣旨に必ずしも反対いたしません。が、財源措置なり資金の措置が十分これに伴うものでなければ予算の執行に照らして、円滑にこれを実施することは困難であります。そこでこのような法案が通過し、実施されたとすれば、是非これと並行して事業に対する財源措置、その財源に相応するところの資金の措置といふものが、急速に円滑に処理できるようなふうに向心配を頂きたいのであります。地方団体が公共工事をするにやります。が、その大部分は災害復旧などを中心にした問題で、その財源は大体において国庫補助金及び起債であります。

（理事小川久義君退席、委員長着席）

これを十分に急速に確保するといふことは、従来の実情によればかなり困難であります。こういう問題について相当円滑に処理できる見込が併せて立たなければならぬと考へます。

第二にそれに相応した現金といふものは、先ほど東京都からお述べになりましたように、例へば起債の本格的な借入れは毎年度、年度末になります。それまでは緊急資金が必要でありま。そういうような工合で、地方団体の手許資金といふものは、決して潤沢、円滑ではありません。実際の仕事に当りますと、例へば災害の復旧など

は、大きな問題になります。が、災害の復旧などは、事務の性質上、財源措置又はこれに即応する資金の用意ができるべきでないといふことにかかわらず、或る程度の緊急の仕事を始めざるを得ない場合が多いのであります。そういう場合には、この前金拂の制度と併せて考へて見ます。この前金拂といふものは、どの程度行われることになるか、私も多少まだはつきりしない点もありま。けれども、発注者としては、災害工事を発注するほうの側としては、相当困難に遭遇する場合があり得ると思ひます。これらの点は例へば政府なり地方公共団体が相寄つて、災害金庫の制度のごときものを考へるというふうな、何か特別な方策を併せ考へる願ひたいものと考へます。そのような特別な災害といふようなことでなくて、群馬県などの実例を申し上げます。大

河川の事業は御承知のように、冬の水の溜れた時に主として行わなければならぬのであります。ところが会計年度は三月と四月に切れるので、実際の仕事をやる時期と、河川年度といふような言葉もありま。その河川の水の状況に応じて仕事の行われる時期と、これに対する財源措置といふものは、マッチしないのであります。そういうような関係で仕事を進めながら、それに即応した財源、現金を円滑に合せて行くといふことは、相当の困難があつて、これについても特別のお考へをお願いしたいと考へております。そのほかになお特別に懸念に堪えないと思ひます点は、先ほど東京都からお話ありましたように、この保証会社がスター

トいたしまして、どれだけの責任が持てるかという問題であります。この点については二段階で三段階に準備金を置いたり、基金を用意したりするよう仕組になつておるようにも拜見しましたけれども、最終的に何か再保証のような制度として、又は国の保証のようになつておることを考へます。いものであるかといふことを考へます。なおその次にこの保証会社が前渡された金を、それを当該事業といふものがどこかにありますが、その事業に、当該工事に、使用していただくかといふ点については、いろいろな面から監督の規定もあるやうであります。従来

の事情によつて、業者は手許資金の困難な余り、次々とその次の事業の落札請負をやりま。と、次の予定事業の資金を前の仕事に注ぎ込んで繰り廻すといふようなことが、常識上實際行われておるやうであります。こういうやうな事情に照らして前渡された金がその当該工事に果して使われて行か、行かないかといふことは、相当懸念に堪えないものであります。こういう点を考へると、監督措置、監督規定といふものを十分お考へをお願いしたいのであります。特に役職員の人選、運営の実態といふことについて、相当行届いた制度的な、或いは運営上の考慮がなければならぬといふことを痛感いたします。以上であります。

○田中一君 これも今お手許に資料がなければ止むを得ませんけれども、私は群馬県が年々歳々の台風禍、或いは水害とか災害によつて、相当全国でも有名な貧乏県だと思ひます。又借金県と考へておりますが、現在起債をどのくらいしておりますか、それから市

中銀行の借入金などのくらいあります。それから平衡交付金は大体どれくらいもらつておるか、それから補助金はどれくらいもらつておるか、いわけるあなたがおつしやつておるあなたの県を守るための、災害の結局土木建設工事の關係に鑑みまして、その起債と銀行の借金、それから平衡交付金の交付高、補助金の交付高、これだけちよつと伺いたいと思ひますが、若しおわかりでなければおわかりになつてからでも結構です。

○証人（神田六君） 群馬県の現在起債の現在高は、二十六年年度の末におきまして、大体二十六億であります。現在市中銀行から特に借入れておる金額はあります。二十五年度の終りに七億四千万の工事のやり過ぎをいたしまして、甚だ醜態なんですが、年度末に財源がなくて大変閉口いたしました。七億四千万ばかりあつたつちから無理をして借りた事実があります。

最近では本格的に預金部の資金を長期債として借入れる、あの枠のほかに特に地元からお借りする金はあります。それから平衡交付金は二十億ちよつと足らずであります。十九億八千万くらい、ちよつと今端数はわかりません。それから補助金の点は多分災害工事に対する補助金という御質問だろうと思ひますが、これも詳細な手許の資料がなくて、恐縮ですが、災害土木の關係で二十六年度十二、三億であつたのですが、ちよつとはつきり数字はわかりませんが、今年度はもう少し少なくなるだろうと思つております。

○委員長（廣瀬與兵衛君） 次にそれは東京建設業協会副会長大島義愛君にお願いいたします。

○証人(大島義愛君) 大島義愛であります。先ほど御質問の点等に関しましてお答え申し上げます。

私も業者はここ数年深刻な金融難でありまして、従つて工事の施行の途中においていろいろ事故等が発生するといふ状況にまで追い詰められております。そこでこの法案に関しましては、大業者たる中、小業者たるを問わず前拂金の保証制度実施の裏付となるこの法案の一日も早く国会を通過して成立されんことを熱烈しておる次第であります。以上であります。

○委員長(廣瀬兵衛君) これで全部証人の証言は終りましたが、御質疑のおありのかたは順次御発言を願ひます。政府側の説明者として来ておられますのは国鉄経理局長の高井軍一君、それから政府委員として濫江建設省管理局長、主計局長は本省を出掛けましたので、お見えになりません。

○小川久義君 只今証人のうちで発注者側の御心配の点なんでありまして、これに對して局長の御意見をこの際お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(濫江操一君) 只今各証人のかたからいろいろ御発言がございましたが、特にこの発注機関であられる東京都乃至は群馬県の経理の責任を持つておられるそれ、証人のかたから御発言があつたわけでございますが、その一つの問題は、財源措置をこの法案に關連して如何にするかという点にあるように伺つたわけでございます。

私もこの法案の提出の際に非常に心配しておりましたことの一つは、確かにこれは発注機関、殊に財政的に恵まれない地方公共団体の公共工事に関する支拂が、この前金拂制が一面にと

られるのに対応するような支拂方法ができるかどうかという点が非常に心配されておつたのでございます。これは勿論この法案だけで解決されるべきものではございませんので、その点は証人の御発言にもその趣意が出ておつたと思ひますが、法案自体がこれによつて云々といふ問題ではなくて、むしろこれに並行してとらるべき措置として、補助予算の支出の促進乃至は公共工事に関する起債の手段の促進といつたようなことが並行してとられることが望ましいと、こういうふうな私どももあつたわけでありまして、それにつきましては、勿論この法案だけで解決すべきものではございませんので、それはそれといたしまして、これと並行いたしまして努力すべきものであるといふふうに私も考えております。

ただこの法案がそういうことに對するマイナスになるかというところは決してそうではないので、この法案はそういうことによりまして、一面そういう非常に隘路となる條件を一つずつ解決して行く一つの手段であります。それに対する又財源措置の手段というものをこの法律の実施によつてむしろ刺激し促進して行かなければならないという考え方から立つて我々努力すべきものであるといふふうに実は考えておるのであります。一応私の考えはそういうことであると思ひます。

○小川久義君 国鉄の経理局長に御意見を伺ひたいのですが、今の三人の証言にこだわらなく、国鉄自体の立場からどういふふうにお考えか、その点を承わりたいと思ひます。

○説明員(高井軍一君) 経理局長の高井でございます。御承知のように私

どもの鉄道の工事は特殊な工事でありまして、建築の工事の部を除きましては隨意契約によつて在來行なつて來たのであります。併し二十四年の十二月にスキヤップンによりまして、それに基きまして国鉄法の四十九條が定められ、工事の請負は一般競争入札ということに相成つたのであります。この一般競争入札になりましての前提といふものは、これは米英におけるごとくにやはり工事の請負の資格が制限されておりますこと、或いは工事の保証制度といふものが前提でなければいけないのであります。併し我が國におきましては、まだそこまで行つておらないのに、国鉄が先行いたしたので、その点いろいろ困難に直面いたしました。現在この一般競争入札を実施いたして、

まして困つております問題は、三十万円以上の工事に対しては建設業法で登録業者だけが請負に参加できることになつてゐるのであります。何分にも数が非常に多過ぎまして、又なか／＼工事量に對して人間が多過ぎますこと、実力が伴わないといふような問題がありまして非常に困つてゐるのであります。そして又この前渡金の問題につきまして、これは一部いたしてゐるのではありませんが、相手の履行の能力とか、その他の關係がありまして、公告の場合に前渡金の支拂といふことをいたしません、以降の申出によりまして銀行保証なり或いは同業者の保証といふものでいたしてゐるのであります。現在問題になつております前渡金の關係が百万以上の工事でありまして、件数で千四百五十件ほどでありまして、そしてこの前渡金の対象になります額が約二十二億あるものであ

ります。うち實際前渡金を支拂いたしましたのは九億ほどであります。これは他のこの資金の關係、その他關係を脱しながらやつてゐるのであります。そういうふうな關係でありまして、全面的に前渡金を実施するといふのじやなしに、自己の資金の關係とか、或いは業者の狀態とかその他を見まして前渡金を支拂つてゐるような状態でありまして、他の問題といたしまして、今回のような法案がござりますと、確かにこの業者が銀行保証なり或いは同業者の履行保証といふような問題がなくなりまして、實際問題といたしまして、前渡金に對する銀行保証を受け得る業者は非常に少いのであります。いろいろ銀行が非常にむづかしいといふものです。それで同業者の履行保証になる。そういういたしますと結局この折角のオープン・ビッドがいろいろ同業者に頼まなければいかんといふので、この折角の制度がそこに封建的な一つの親分子分と申しますか、弊がりができることになりまして、だから今度のような法案がござりますと、その点は大いに私ども前進いたしましたものとして喜んでおります。併し鉄道の工事はそういう金額を保証せられるといふのじやなしに、工事自身の完成が大きい問題なのであります。その点現在の私どもから見ますと、この法案は前渡金に對しまする法案であるけれども工事の履行を保証完成するまでに至つていない、その点につきましてもう一歩前進したものと

私どももいたしましては望ましいといふふうにお考えをしております。

○小川久義君 先ほどからの証人の証言にもあり、我々の心配してゐることと大体同じことなんです、如何に

この法律を作りましたも前渡金の支拂に對して、地方公共団体の財政では拂う能力がないし、國家がそれに如何なる方策をとり、適正な融資を安全にやるかやらんかということが重点だと思ふので、その点について主計局長の御意見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(河野一之君) 國の補助金なり、そういうものの交付が違ひといふことになりまして、地方団体の工事につきまして財源がなくて實質上前金拂もできない、こういうことは御指摘の通りであります。私どもの立場としては、勿論この問題だけなしに、補助金の早期交付といふことを数年來いろいろ心がけてやつて来ております。ただ現実問題として、公共事業費につきましては、認定とかいふことがありまして御指摘の通りなかつたのであります。本年度はもうすでに直轄工事に関する限り四月一日に全部予算がつきました。補助金につきましてはこれでもなか／＼内容が決定しないようなところがありまして、關係各省から出て來ない点もあるものであります。これはこのことに限らず、國の補助金の交付の遅延によつて地方団体の財政に迷惑をかけるといふことは絶対に避くべきであるのであります。この点についてはできる限りだけ仕事を継続して参りたいと思つております。又起債なんかにつきましては、これと裏腹となるものであります。この早期に今から資金の貸付等を行いたいと思つております。ただ我々としては、事業がまだできないのにと申しますか、なか／＼その金を使う、現実問題として使ひもしないことに一年分を一時にあれば、その金を渡か

りまして、うち實際前渡金を支拂いたしましたのは九億ほどであります。これは他のこの資金の關係、その他關係を脱しながらやつてゐるのであります。そういうふうな關係でありまして、全面的に前渡金を実施するといふのじやなしに、自己の資金の關係とか、或いは業者の狀態とかその他を見まして前渡金を支拂つてゐるような状態でありまして、他の問題といたしまして、今回のような法案がござりますと、確かにこの業者が銀行保証なり或いは同業者の履行保証といふような問題がなくなりまして、實際問題といたしまして、前渡金に對する銀行保証を受け得る業者は非常に少いのであります。いろいろ銀行が非常にむづかしいといふものです。それで同業者の履行保証になる。そういういたしますと結局この折角のオープン・ビッドがいろいろ同業者に頼まなければいかんといふので、この折角の制度がそこに封建的な一つの親分子分と申しますか、弊がりができることになりまして、だから今度のような法案がござりますと、その点は大いに私ども前進いたしましたものとして喜んでおります。併し鉄道の工事はそういう金額を保証せられるといふのじやなしに、工事自身の完成が大きい問題なのであります。その点現在の私どもから見ますと、この法案は前渡金に對しまする法案であるけれども工事の履行を保証完成するまでに至つていない、その点につきましてもう一歩前進したものと

私どももいたしましては望ましいといふふうにお考えをしております。

○小川久義君 先ほどからの証人の証言にもあり、我々の心配してゐることと大体同じことなんです、如何に

この法律を作りましたも前渡金の支拂に對して、地方公共団体の財政では拂う能力がないし、國家がそれに如何なる方策をとり、適正な融資を安全にやるかやらんかということが重点だと思ふので、その点について主計局長の御意見を伺ひたいと思ひます。

しているというところがあつては、これは交付の目的に副わないのでありますから、その限度はあると思ひますが、考へ方としては御指摘のような考へ方でありたいと思つております。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 何か主計局長非常に急ぐようですから、主計局長に対する質問がありましたら……。

○石川榮一君 主計局長がいらつしやいましたから一応局長にお伺ひしておきたいのは、実は五十里のダムの手算のことです。これは、今年度五十里のダムには多くの予算をつけております。ところがこれは基礎工事並びに新規等によつて多額の費用を要するものであります。一応その整備ができれば、その後はコンクリートを打つだけでありまして、これまでに基礎工事でもできますし、機械の整備もでき、いづ／＼この七、八月頃からコンクリートを打つ段階になつております。明年の三月、昭和二十七年一ぱいにこなし得る能力は相当なものであります。ところが現在も予算の措置におきましては、大体におきまして、そのコンクリートを打ちます費用として、大体二カ月乃至三カ月程度で消化してしまふ。あとは約半年程度というものは遊んでゐるという形になるものであります。ダムの建設のようなのはあれでは支拂つた意味がないのでありまして、道路とは違ひまして、どうしても完成を見なければ何らの効果がない、而も年度をきめておきますが、今のやうな情勢で行きますと、相当の年数がかかると思ふのであります。ただ恐れますのは、急いで完成しなければならぬ運命にあるのに、予算的措置の

ために、たとへば半年でも八カ月でも遊んでしまふ、遊休してしまふ、而も労働者や理事者も分散してしまふなければならぬという運命に迫り込まれてゐるのではありませんか。こういうやうなものは、補正予算等によつて予算の裏付けをして頂きまして、フルに年度末まで工事が進み得るやうな措置を講じて頂きたいと思ふのです。来るべきときに補正予算を組む意思が大蔵省にあるかどうかを、これはこの問題だけではあつたか、ほかにこの問題だけではあつたか、問題はあります。まだはつきりしないと思ひますが、止むを得ないものは補正予算をお組みになるかどうかを伺つておきたい。

○政府委員(河野一之君) 五十里のダムが前々からい／＼問題がありまして、工事の設計その他に御苦心がありまして、漸くこれがまとまりまして、今年度から継続費で五カ年計画でありましたかやつて行くことは御承知の通りであります。如何せん、経済速度と予算がマッチしないという御指摘なんでありまして、これもまあ國の財政のい／＼／＼な關係で、なか／＼／＼／＼／＼／＼な關係であります。まあ今年度において補正予算を組むかという仰せであります。補正予算の問題につきましては目下のところこれはまだ年度開始二カ月でありまして、これをどうしてても組まなければならぬといつた事務的な必要性という段階にまで至つてお見えます。今後如何なる事態の進展を見ますか、この点について私の今どうするといふやうな確約は申上げることはできないと思ひます。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(廣瀬與兵衛君) 速記を始めて下さい。
それから主計局長急ぐようですから、主計局長に対する質問からやつて頂きたいと思ひます。
○田中一君 この法律が出ますと、相当早く、或いは大蔵省のほうの金の都合を待たずして、早く欲しいというやうなことがあると思ふのです。無論この法律には、この会社ができてから、この前拂金をくれという請求権を持つておられます。従ひまして金を持つておられますところが非常な親心を持ちまして、愛情を持ちまして業者に不便をかけないといふやうな気持ちにならなければ、到底この法律ができて、所期の目的は達せられないと思ふのです。只今東京市や或いは群馬県も、同じやうに、資金措置を並行して考へてくれないと、この法律ができて何もしないといふことを言つておられるのです。殊に群馬県を例にとりまして、災害が非常に多くて、災害があつた場合には無論一応緊急資金を出してありますけれども、それだけでは一応の問題でありまして、請負人に計画性のある仕事を頼むときには相當な資金の裏付け、それからもう一つは災害復旧の工事といふものは、おおむね多に仕事をしなければならぬといふことが多く、群馬県で言つておられるのです。できるならば年度末にいつも平衡交付金なり或いはその他の資金が流れて行くといふことをやめて、暦年度制にして欲しいと、こういうやうな希望も群馬県は述べておられるのです。従ひましてこの法律に対する生かすも殺すも無論これは

主計局長の肚一つにかかるといふやうな、かやうに考へるわけなんです。この法律があつていいか悪いかの問題と、若しこれが出た場合には、主計局長はどう考へるか、大蔵省としてはどう考へるかといふ点について御意見を伺ひたいと思ひます。
○政府委員(河野一之君) この法律が通りますれば、國が前金拂ができるやうな政令を出さなければいかんわけでございます。それは現在の会計法の建前では、政令でできることになつておりますので、その準備をいたしております。尤も現在予算決算会計令の臨時特例で、重要資源の開発に關する工事につきましましては、前金拂ができるやうになつておりますが、これだけでは狭いといふことになつておりますので、政令の改正をいたしたいと思ひます。それから御指摘の点であります。國の立場から申しますと、年度の上半期は揚場でありまして、下半期から上ずつと金が出て参るといふ現在の國庫の運営になつてゐる。これをできるだけ調整いたしまして、平準化するのが望ましいことでありまして、むしろ我々の立場から申しますと、年度の初めに金が出るほうがいいのでございまして、ただ現実問題としてなか／＼出ております。これはいろいろ事情があらうと思ひます。殊にまあ最近まで認証といふやうなことで、四半期ごとに区切つたといふやうなこともございまして、それから予算が成立してから仕事を考へるといふと諸弊があります。設計したり何かされるという点もあるのだらうと思ひます。これらの点は一朝一夕に行かん点もあるかも知れませ

んが、できるだけ各官庁の側はもとより、各公共団体の側におきまして、大体予算が提出される頃にはどの程度のものが自分のところへ来るのであらうかといふことは或る程度は、確定はいたしませんけれども、わかるのであります。それから、年度早々から仕事ができるやうに、そういうた配慮をして頂けるならば、國庫の立場としてはそのことについては、勿論異議を差挟むべき次第は何もないのでありまして、できるだけ金の早く出ること、我々としては希望しております。従ひましてそういうふうなことになるれば、すぐにでも前金拂ができるわけでありまして、ただ先ほどもちよつと申し上げましたやうに、災害工事が十月頃からかかるといふことであります。その頃に仕事が始まるものを、四月の初めに金を拂うといふ手もなからう、その間遊ばしておくと、それはそのときの事情に依じて、つまり仕事とマッチして金が行くやうに、そういう配慮だけはどうしてもやらなければならぬ、又そのつもりであるのであります。
○田中一君 先ほど東京都でも、群馬県でも言つておりましたが、結局この仕事はしなければならぬ、従つて業者と契約する、この法律が通ると前拂ができるのだから仕事に支障なく、その工事が東京都の場合には二十二件あつたやうであります。いわゆるけつを割つた工事、投げ出した工事、こういうものをなくするには、どうしても前拂をしたほうがいいと思ひます。けれども、その場合手許に現金がない場合には、やはり市中銀行から借りたり何かする、そうしますと大体この法律で

は、一銭の保証料と一銭の保証金金利で貸すのでありますが、地方公共団体が熱心で借りますか存じませんが、説明聞けばわかりますが、やはり借りて貸すという形になることが多いんじゃないかと思ひます。その際結局この法律ができるために、その金利だけとはにかく負担が多くなるというのを考えられますけれども、その点はどうか考えになりますか。そういう場合にこの法律ができて、前拂金をしなければならぬのでしようけれども、前拂金をしてやろうというときに、金がない、市中銀行から借りる、そうすると市中銀行には一般の金利を拂わなければならぬ、そうするとどのくらい借りますか、群馬県では何か間違つて七億も借りたことがあつた、金利がかかる、これに対してはどう考えていますか。この法律ができるために、都道府県の地方財政が多少ともマイナスになるんじゃないかと考えますが、この点どうでしょう。

○政府委員(河野一之) いやしくもこういうような仕事をやつて、業者の金融を或る程度、金融の面から仕事ができなくなつたり、潰れたりするものを或る程度救つても行きたい、又それによつて事業の能率をよくしたい、仕事をしたいという意味合いから申しますならば、国は勿論、地方団体も金を早期に調達するわけでありまして、或る程度、その面で正確には出んと思ひますけれども、金利負担があつても、これは制度の性質上止むを得ないのじやないかというふうに考えるわけでありまして。ただ市中金融機関からどういふふうになりますか、現在でも公共団体は相当特に預金部から一時融通

と言ひますか、前貸しみたいなことをやつておるわけでありまして。その事業をいたすにつぎまして、起債が早急に確定しない場合においては、一時借入を預金部からいたしておられます。そういう形式はつと今までやつておるものでありまして、これは單にこのことのためにどれだけ余計に殖えるのかという問題はあろうと思ひますが、全般的に見まして、そう大きな負担になるとは私は思つておりません。

○田中一君 それではこの法律が通つたほうがいいと思ひますか、まあ暫らく通らんでおいたほうがいい、財政面から金を握つていらつしやるかたとして、どうお考えになりますか。

○政府委員(河野一之) 非常にむずかしい御質問でございますが、会計の面から言へば、従来の会計の変遷から言ひますと、国の会計といふものは事後主義でございます。つまり契約をしまして、そして履行して、一部出来高拂で概算を拂うことがありますが、大体において後拂主義であります。昔のように相当一般の人が實力がありまして、又資金の蓄積もあり、銀行その他からも十分な金融が来ておつた、それは又それで十分であつたわけでありまして。その金利その他のコストが代金の中に入つて来ておつたのであります。今何しろ自己資本も少いし、一般金融機関から借りると、金利も高いという段階におきましては、大きな仕事をやることになりまして、なか／＼困難であらうと思ひます。そういう意味におきまして、最近の会計制度の動きは、前金拂或いは概算拂の範囲を相当拡張して参つております。その一環になるのだと思ひます。殊にこの仕事につ

ては保証ということがつきますれば、前金拂の場合の危険はそこで確保される、危険負担がなくなるわけでありまして、そういう点としては、そういう制度の運用としては非常に結構であらうと思ひます。まあ最近までの会計制度の動きはそうでありまして、今後まあ絶対にその方向がいいのかというところにつきましては、もう少し事態の、経済事情の推移を見てでありまして、何とも申し上げかねると思ひます。

○田中一君 若しも国と契約する業種が、今こゝでは建設業といふものが出て来ましたが、いろいろな業種からこのような法案が出て、前拂金ができるという法律が特定の業種に続々と出て来た場合には、あなたが主計局長として金を預かつて、金の操作をやつておつて、あなた自身、国の財政の面から言つて好ましいことですか、好ましくないことですか。恐らくこれは一つ通つて円滑に行けば、無論各省とも自分の仕事はかわいいのですから、いい仕事を早くしたいし、例えば機械一つ買つたにしても、金をやつておいてやれば、金の融通がつくから、いい仕事をやるのじやなからうか、経理も間違ひなしにできるのじやなからうかといふことになつて、各業にこのような法律が生れた場合は、あなたのほうはちつとも差支えないのですか、それともそれに対してはどうお考えになりますか。

○政府委員(河野一之) 私どもの立場をいいたしまして、すべてのものがそういうふうになるというところは、必ずしも好ましい事態ではないと思ひます。現在でも前金拂、概算拂については非

常な制限をしております。つまり國民の税金で拂われる金でありますから、それが無駄になつたりしては困るわけでありまして、現在でも各省大臣と大蔵大臣と協議をいたしまして、個々のものについて、これは前金拂をしてもいいかどうかということについて、厳格に審査をやつておるのであります。この具体的な問題といたしましては、一応危険が非常に起らないように、まあ危険負担がそこにあるわけでありまして、それと今までのものと非常に違ふと思ひますが、併しこういう制度といふものは、皆が同じようになつては、もと／＼制度がないのと同じことになつておるわけですから、御指摘のようにすべてのものがそうなつては、何らそこに大蔵大臣として契約の性質を見て、個々の審査する余地がなくなるというものであります。かゝる、必ずしも歓迎はいたしません。要するに事業の性質、そこから危険があるかどうかの判定の問題であらうと私は思ひます。

○田中一君 現在の大蔵省というが、国が各契約する契約そのものが、安当でないという点については、どうお考えになつておられますか。安当でないからこの特殊な、特殊と言ひますが、公共工事に対するこうしたものが生れて来るのだらうと思ひます。現在の国の全体の経済から見ても、前金拂といふものが当り前なんだ、こうしなければならぬのだとお考えになつておるか。

○政府委員(河野一之) この業種だけがそうしていいものとお考えになつておるのか。今まで建設省も、この法律を作るまでは相当御検討になつたと思ひますが、どういふふうになつて、この業種だけがこのようにな

らなければならぬとお考えになりますか。たかどうか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(河野一之) 現在でも会計法の建前は、前金拂といふものは、公共団体への補助金であるとか、或いは官公署の間の支拂であるとか、つまり公共団体に拂うとか、そういうふうなものしか、原則的には前金拂はないのであります。それを特例で、現在例えは進駐軍工事……今度はおもひますが、特殊のものについて履行を確保すると申しますか、そういう事業の、急いでやるとか、或いは特殊の工事であるとかいふようなものについてだけ、そういう特例が認められておるわけですね。これがまあ特例の中に新しく入つて来るわけでありまして、現在もいろいろな経済事情、或いは建設業の特殊性と言ひますが、私もとしては止むを得ないのではないかとと思ひます。ほかのほうの事業につきましては、こういう前金拂、保証といふような性質のものはないのであります。この建設業についてはそういう会社を操作になつて、保証をされるということでありまして、保証をされるときは危険がそこに少くなるわけでありまして、必ずしも弊害はないのではないかとと思ひます。併し建前としては、原則的には拒げて行くべきものではないかと考えております。

○委員(廣瀬兵衛) ほかに御質問ございませうか。主計局長よろしうございませうか。

○田中一君 國鉄の経理局長がお見えになつておれば、先ほどどなたか伺つたかも知れませんが、現在國鉄で突際行なつておられますところの契約面について、契約の形式と言ひますが、突

らなければならぬとお考えになりますか。たかどうか、伺いたいと思ひます。

施状態についてちよつと御説明願えますか。どなたか今まで伺ったかも知れませんが、甚だ恐縮ですが、もう一遍……

○説明員(高井軍一君) 先ほど概略につきまして御説明いたしましたのですが、この二十四年の暮のスキヤツピンに基きまして、国鉄は工事関係をおープン・ビッドでやることになっております。その前提となりますのは、英米のように、結局こうした相手の対象の業者が資格制限をされておる、或いは工事の履行が保証されるという前提の下にオープン・ビッドは成り立つはずであります。それに先立ちまして、国鉄がこれを実施いたしました。それでこの非常に業者がたくさん参りました、その間いろいろ場合によりまして、不当な競争をいたしまして工事の履行が不安な問題ができる、或いは場合によりまして、この業者の名を借りまして、名を申ししますか、実際はその能力のない者が入札に入るとか。或いは談合というものが必ずしもなくはないのじやないかという様な状態になつて参りました。それでこの資格制限というのを何とか考えなければいかんというふうに考へております。

それからもう一つの前渡金の問題であります。これはいろいろ先刻から問題になつたのでありますが、国鉄といたしましては、資金の関係とか、その他の関係がありますので、これは又業者がいろいろ参りました、必ずしも入札の公告をいたしますときに、前渡金をするといふようなことを表示いたしません、実際の工事を請負いたしましたときに、業者の状態なり、或いは国鉄の資金繰りの関係その他を見まして、個々に認定いたしておるのであります。実績は昨年度といたしまして、百万円以上の工事が千四百五十件ほどあります。而も前渡金として四割を渡しておりますが、対象になる前渡金の額が約二十二億であります。そのうち実際前渡金を持たしめたのは九億程度であります。即ちその程度しか資金の関係とか、いろいろ業者の申出とか、或いはその場合には、この銀行保証とか、同業者の保証という様な制度をとつておりますので、業者関係で辞退をするといふような、辞退と申しますか、申出がないとかいふ様な関係におきまして、実績はさういふことになつておりました。それで私どももいたしましては、現在この同業者の履行保証というものをさせておりましたが、これは前金の金銭的な損害だけではない、鉄道の仕事といたしまして、やはり工事の完成自身が非常に必要でありますので、さうした完成保証と申しますか、同業者によりまして完成をお互いに保証しておるという様な状態でありまして、併し実際の問題といたしまして、現在におきましては、業者といたしましては、同業者の保証を得るという事は、拒否をでき得ないという様な仁義と申しますか、関係もありませんやうであります。そこで現在の私どもの制度が必ずしもいかどうかというところにつきましては、相当研究の余地があるのじやないかというふうに考へております。

○田中一君 今あなたのほうで、二十六年でやつておられます、投げ出した工事がどのくらいあります。件数はわかりませんか。

○説明員(高井軍一君) 今昨年度のはちよつと記憶いたしておりませんが、今までの目ぼしいものとしたしましては十数件投げ出したいたしました。それは同業者がやはり履行いたしておりましたので、同業者の負担におきまして実行しておりました。だから全然投げ出しというのじやなく、代行をいたさせておりました。

○田中一君 この保証人は一人でございますか、二人でございますか。一社ですか、二社ですか。

○説明員(高井軍一君) 二社であります。

○田中一君 この法律が通過しまして、工事の履行の保証にはならないといふような御見解ですか。

○説明員(高井軍一君) これは前渡金の保証でありまして、あの残りました完成自身につきましては保証にならないといふふうに私どもは思つております。

○田中一君 主計局長はこの法案を一応頭にお入れになつて、それからそれではあなたのおつしやるような工事の履行までを保障して欲しいという気持でこの法律を、どこをどうすればいいとお考えになりますか、実際やつておりますあなたの考へとして……

○説明員(高井軍一君) 実際はどうかをどうしてというところまで検討をいたしておりますが、今言いましたように、要望といたしましては工事の完成自身が、金銭的な保証ではないに、工事の実行自身を保障されたいといふふうに私どもは考へております。

○田中一君 国鉄としましては、若しこの法案が通過しまして施行された場合に、これは無論会社ができて、会社が保証しても、あなたの方では、無

論業者にも請求権はありませんし、あなたの方でもいかならないほうがいいのです、すべて現行法でやつていくのですが、若しこの法律が通過した場合に、あなたはこれをおやりになるつもりでございますか、つもりではないですか。

○説明員(高井軍一君) 現在この法律に基きますものと、それから銀行保証なりといふような現在の規定との併用の問題になりますが、先ほど申し上げましたように、これをやるということ、現在やるということにいたしますと、業者が更に負担をこうむることになる。と申しますのは、現在私どもの銀行保証なりとしておりますのは、申上げましたように、公告のときに前渡金ももらえらるゝとすればさういふ価格で安くこれはやるはずでございます。併し公告のときに前渡金の支拂額項といふものを出しておりますので、結局あとから申出によりまして契約の更改をしておる。即ち銀行保証を持つて来る者につきましては日歩二銭、同業者の保証につきましては日歩二銭五厘といふものを前渡金に對しまして取ることにしまして、それだけ契約額を当初のものより減額しておるといふ様な状態になりますので、これと併用するということになりますと、公告の当初からやり方を変えてまして公告をするという工事にいたしませんと、併用の問題としてむづかしい点があると思つております。この点は折角でございます法案でありますし、事務的にさういふ銀行保証との問題その他をどうして考へて行くかといふ点につきまして、検討いたしたいといふふうに考へております。

○田中一君 この法律と履行保証保険とを一緒にやつたならばあなたの方の目的は達せられるのではないですか。

○説明員(高井軍一君) 先ほど申し上げましたように、これを保険会社自身が工事を代行いたしてくれれば、これはいいのでありますが、金銭的だけではありません、私どもの狙いいたしまして工事の完成とは相反することになります。だから金の保証にはなりませんが、私どもは金を取るということよりも、工事の確保自身が問題でありますので、その点ちよつと保険業法における保証とは性質と申しますか、考え方が私どもも望みますところはちよつと違ふといふふうに考へております。

○田中一君 昨年九億の前拂金を拂つた、この前拂金を拂つた工事は大体あなたの最初の契約通りにスムーズに完成しておりますか。

○説明員(高井軍一君) おおむね予定通りにできております。

○田中一君 この法律ができまして三割の前渡金を拂つた場合に、あなたが今お話になつたような、大体故意に前拂金をもらつて投げ出して、という悪意の場合も無論あるでしようけれども、併し公入札と言ひながら、相当条件としては誰か安いものにやるとか何とかいう形式はとつておらないと思つております。無論内容なり何なりお調べになつてやつて、まあ落札者は少くともあなたの方で納得する様な人が選ばれてゐるのじやないかと思つております。今も言う通り、余り間違ひはなかつた前拂金を拂つた工事に對しては間違ひなく行つたというならば、さうすると、この三割限度の前拂金をやつた場合、先ず

けつを割るということは余りないのじやないかというようなお考え方は出ませんか。

○説明員(高井肇一君) 先ほど申し上げましたように、現在地方によりましては、小工事は非常にたくさんの方々が参つております。そういうものにおきましては、いわゆる今お話の工事が完成しない、けつを割るというような問題が出ておるのであります。そこで私もといましては、現在政令を作りまして、そうして随意契約なり、特殊なものにつきましては、指名競争入札というような制度を作つて行こうといふふうに考えております。そういたしますと、今の前渡金をやりましたも、そういうようなところの、いわゆる工事の能力ない者は排除されますので、そういう点は救えるのじゃないかといふふうに考えております。

○田中一君 最後に伺いたいのは、この法律ができますと、無論御考慮になつて研究しておられるでしょうが、歡迎している氣持ですか、それともどうも自分のほうは自分のほうのやり口がある、というもので、いわゆる請求権じやないでしようけれども、自分のほうもそれに準じてやらなければならんという消極的な考え方ですか。それとも積極的に研究して、自分のほうの工事の完成のために、ただ技術面とか何とかおつしやるけれども、結局前拂金なら前拂金が来れば、仕事がスムーズに行くということは、あなた自身が九億の前拂金をやつて、その点は立証されておるのですから、歡迎してこの法律を迎えますか、同時にあなたのほうはこの法律を御研究なさつて無

論やるでしょうけれども、どうですか。

○説明員(高井重一君) 勿論業者関係が銀行保証を得たりすることは、非常に事実問題としてむずかしいのであります。そうして又同業者関係とします。又頼むほうも苦痛なのであります。だからこういう規定ができます。これは業者も喜びます、私どももできるだけこういうような制度につきましては一歩進めたもので協力をいたさなければいかん、資金の関係とかその他の関係を脱みながら私どもはむしろできるだけの協力はいたすべきである、したほうが又いいというふうに考えております。

○田中一君　今の公入札制を変えまして、指名入札制などに變えて行こう、無獨獨立したのですから、あちらからのなにもありませんから、そういうような方向に向つて行くというお考えですか、或いは又機會均等の精神から言つて、誰でも彼でも公入札させるといふ、将来の行き方はどつちをおとりにしますか。

○説明員(高井章一君) 原則といたしましては公開競争入札であります。併し仕事の性質によりまして、これは指名なり或いは隨意なりというふうにする必要があるというものがあります場合には、これはそういうふうにして参りたいと考えますが、原則は飽くまで一般公開競争入札ということで、最高最低の価格で、というのが建前であります。

○田中一君 これは業者側からの目から見たときには、二十五年度でしたか、約三割くらい予算よりも工事費が

余つたということがあつたように記憶しておるのですが、結局それはあなたが再び言つておるが、工事の完全履行という点から言つて、あなたのほうでも相当な技術官がおつて、計算なすつておる工事です。従つて頭から三割残すというよりな形は、これは正しい工事が行われていないようにお考えにななすと思うのです。無論原則から言つて公入札制はアイディアとしては結構です、又あなたのほうでは相当研究なさつたのでしようけれども、ただ予算を余すといふことのみに集中されているのじやないのでしょうか。これは私の思い過こしですか。

○説明員(高井軍一君) 勿論私どもも
いたしましてはできるだけ安く工事を
したいのでありますが、これは工事が
破格に安く参りますれば、工事の完成
自身に不審の問題もあります。必ずし
も工事の監督をいたしております。必
ずこれは見得る限度というものがあ
ります。従ひましてこの競争につきま
してもやはり限度というものがあ
ります。そういう点も睨みながら、その
点は検討すべき点が十分あるとい
うふうに考えております。

○田中一君 公入札でやりまして今まで予算をどれくらい余しておりましたか、年々……。ちよつと数字がありますしたらお教へ願ひたいと思います、数字を……。どのくらい余しているか。私は相当の金を余分に余しているのじやないかと思う。又余しているということ聞いたことがあります。今数字をお持ちならちよつとお聞かせ頂きたいと思います。

○説明員(高井軍一君) 今数字は覚えておりませんが、予算をどれくらい余

したかというのは非常にむずかしい問題であります。特に現在のような物価の変動のありますときに、それがそうした競争に、一応事務的に私どももこの前の実施いたしました、これは物品の關係であります、これが平均いたしましたで一五〇程度のオープン・ビツドをやりました結果といたしまして、二十五年度でしたか浮いたように考えております。そういうような数字になりましたけれども、その数字が本当に浮いたかどうかということにつきましては、これは疑問の点もありますし、変動期その他平常の時と違ひまして、必ずしもこれはどれだけ浮いたかということにつきましては責任を以て明言いたしかねる問題だと思つております。

○田中一君 これはここで説明できないのなら止むを得ませんが、これは当委員会の権限であれができるかできないか知りませんが、あなたのほうに要求しますのは、公入札でやりまして、どのくらいな……。無論最低入札制度をおとりになつているのでしよう。

○説明員(高井軍一君) そうです。

○田中一君 その際に無論予算をオーバしたというものは余らないと思う。

のです、予算をですね。そうすると相当なものが残っているのじやないかと
思うのです。あなたの企業として非常
にやりいいですから、これは苦勞があ
りませんから……。ただ業者を叩い
て、叩くというのは競争させて、予算
が余ることのほうが国鉄の運営とし
てはいいいわけですから。これは保証会社
の金融面は、仕事がいま行くのだとい
う前提の下に今度前渡金をやるとい
う考えでいるのですから、国鉄のそれ
を一遍委員会へでも出してもらふこと

はできませんか。あなた困難だ、困難だと言いますけれども、私は困難じゃないと思うのですが……。

○説明員（高井軍一君）　ちよつと御質問の要旨は何年度におきましての……。○田中一君　公入札をやつてから今日までです。

○説明員(高井軍一君) 多大な推定が入るかと思うのですが、それは必要でございませうれば、今私記憶はいたしておりませんが、十分調査いたしましたして御報告いたしたいと思ひます。

○三橋貞治君 先ほどの群馬県長の総務部長さんの御発言の中に、この法律が一般的に施行される場合に、流用の危惧についてお述べになつた。勿論監督規定があるわけでありまうけれども、運用の面

について流用されなければいいがと、これは勿論発注者としてのそういう希望を持たれるということは、これは当然のことであると思います。併しながら工事を請負われた業者においても、利害を超越してその工事の完成を期したいということは、これは皆そういうふうに通つておられるわけでありまして、けれども、いろいろな都合で、やはり金は何も印しが付けてありませんから、

何でも使えるわけで、正しくこの流用の危険は大きな問題だろうと思うわけがあります。そこで建設業協会の代表のかたから、業界の事情と照らし合せて、それが單なる杞憂であればいいわけですが、これが施行された場合、この流用の危険が果して群馬県のかたが申されたように杞憂でなしに、それが大きな心配になるような状態でありませうか、その点を一つつと伺いしたいと思います。

○証人(大島義愛君) 只今前拂金の流用という点について危惧しておられるようでありますが、私どもの体験から見まして、又この会社が成立して、その運営の上において監査その他の制度がありまうべきでありますので、一つも心配はないと考えております。

○三輪眞治君 それからなおこの再保証の制度が望ましいという御意見がございましたが、これについて将来再保証の問題をお考えになつてゐるかどうか、管理局長にお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(渡江謙一君) 実は法案の立案の過程におきましても再保証問題というのは一つの問題でございまして、即ち再保証と申しましてもいろいろな形があるわけでございしますが、現在保険会社がやつておられますように、保険会社相互間の保証という問題、更にそれを再保証するという問題、そういう仕組みもありますし、それから現在中小企業の信用保証について行われてゐるがごとく、これを国が再保証するという行き方も一つ考えられるのであります。

まあこの法案におきましてはそういう再保証制度を表面的には取上げておられません。と申しますことは、国の再保証制度という問題を仮に考えた場合におきましても、これは公共工事に関しましては国の資金を先ず出すというものがこれは相当な量になるわけであります。発注機関たる国が資金を出しつつ、その資金についての保証について又再保証の責任を負わなければならぬ、こういうことは非常に理論としておかしいということのみならず、それでは発注機関たる国の負担というものは余りにも多過ぎる、こういう問題も

ございします。国の再保証の問題は実は出ておりません。それは又先ずその必要はないのじやないかと、この事業会社も従つて、自力による保証、自力による信用というものを主体に考えてゐるわけでございしますが、これにつきましてでは今後事業会社の運営によりまして、或いはこれを仮に資本を保証される途が開かれるかどうかというところは、今後の問題でございしますが、それらは運用の結果によつて見て行くべきものじやないかというふうに考えております。それだけにむしろこの事業会社の信用力を如何にして強化させるか、信用あるものにして行くかという

ことについて、一応この法案の中にはそういう点についての配慮を行ひまして、御説明申し上げましたような責任準備金制度或いは保証金制度、こういうような仕組みを取入れまして、会社自体の信用力を強化させる方法を私は考へてゐるようなわけでございします。

○田中一君 これは鴻池さんに伺つたほうがいいのじやないかと思つたのですが、一体公共工事の支拂がどのようにして支拂われてゐるか、例えば先ほど私が言つたように、金がないと安心して、相手方を見るのです、まあもう少し待て、待てと言つて、そうして支拂を延ばすような場合があるのです。それから検収をして向うに引渡す。それから後でどれくらいの期間を経て金が拂われてゐるか。先ず地建あたりの、地建の仕事をおやりになつたことと思ひますが、地建あたりはどうか、実際の現在の支拂状態ですね、それを御説明願ひませんか。

○証人(鴻池謙一君) 地建につきましては現在のところ余り遅れておるようには聞いておりません。

○田中一君 その他公共工事の実態はどうですか、あなたのところにはいろいろな統計や資料が集まつて来るのでしようが、短かくでなく、あなたの知つてゐることをすつかり話して下さい。

○証人(鴻池謙一君) 地方庁の工事に限つては若干遅れておるようなことも聞いておりますが、私の記憶には具体的に何県がどうという具体的な記憶は今のところありません。地方庁では若干遅れておるようなところもあると思ひますが、具体的な数字は只今記憶しておりません。

○田中一君 大島さんのところは東京都の仕事を大分やつておるようですが、東京都のほうの支拂状況はどうですか。

○証人(大島義愛君) 今日是非常に順調に行われております。

○石川一君 田中君の質問に関連するのですが、建設省の支拂は非常に迅速であることは認めますが、農林省関係の公共工事費が非常に遅れてゐるやうに聞いておりますが、群馬県のあるたのほうで農林省関係の土地改良その他の補助金等に対しては遅れておるかもしれませんがどうか、この際お聞きしておきたい。

○証人(神田六君) 農林省関係について特に遅れてゐるのじやないかという御質問ですが、これは御承知の通り、農林省関係の仕事の遅延としましては、特に地元負担の問題が相当大きな要素をなしますので、或いは地元負担のまゝと方々の関係にも関連してややそういう傾きがあるかと思つてゐます。

が、只今のところその具体的に問題になつてゐないかと考えております。

○田中一君 今鴻池さん、大島さんの両証人から伺つて、非常に公共工事に對しては支拂も順調だ、無論出来高拂をしてゐるのじやないか……そうすると保証会社というものは要らなくなるやうな気がするのですが、どうでしよう。

○政府委員(渡江謙一君) 地方公共団体並びに業者側からそれ〴〵支拂関係について若干大した心配もないというお話でございしますので、そういうお話を聞くことは非常に私もまあその責任の一半が軽くなつたやうな感じがして喜んでおるものであります。併しこの業者側のその間における資金繰り、これは支拂関係が順調に行つておると否にかかわらず私はやはり相当金融機関からの資金繰りによつてその間の緊急を要する。仮に出来高拂がという関係におきましても、出来高拂を受けるまでの間においては、これはやはり業者としては金融機関からどうしても或る程度の金を借りて、そうして仕事をやつて行く。これは勿論工事費の中にそれだけ加味されるわけでありまして、畢竟これは発注機関のつまり工事費の中で支拂われるという関係になつて参りますが、併し突き詰めて考えますと、その金融機関からの借入が困難であればあるほどその金利の負担というものはかなり高いものがかかつて来ることは予想される。そういう支拂の順調な経過を辿つておるといたしましても、その金利の負担や何かの負担というものは決して見逃す

わけには行かない。そういう点についてこの制度による前金拂が行われるというところはそれだけ金融機関に依存する割合を少くするという関係において負担が軽くなる。それからもう一面におきましては金融機関に対する債務保証の仕事がこの事業会社に與えられておる。それによつて金融の円滑化ということもこれで期待される。従ひまして従来非常に貸出を受けるのについて、融資を受けるのについての金利の高い部面の軽減、それから金融機関に、仮に債務保証をしてもらふことによつての従来の不円滑な金融が打開されるということ。それから一方においては先ほども東京都からお話が出たやうでございしますが、けつを割るというやうな、工事の解約、この危険負担をカバーするといふことも、そういう点について支拂関係が順調に行われるにしてもなお且つそういう問題が残つておる。それを解決する方法はこの制度によつて解決して行けるのではないかと、いふやうな考え方があります。

○田中一君 いや、もう何も建設公共工事はかりじやないのです。物品を買ふにしても、機械を買ふにしても、何買ふにしても自己資金、或いは金融の問題は無論起るのです。まあこれは各業者のかた〴〵に叱られるかも知れませんが、六万〇〇〇、六万〇〇〇といふ業者を全部国民が背負つて救ふわけにはないのです。これは今言つたやうに六万近い業者がいるやうですが、これはその通りです。併し今お話のように、これは単に前金拂を拂つて業者を救ふのだという観点からのみ言つてゐるのではなくて、工事の完全な施行と、一切の施

工契約の完全忠実な履行というところに重点を置いておられるのじやないかというのです。例をやつて悪いことをさせないで立派なものを受取らうというよきな御意図ならこれはよく承でできます。実は建設工事そのものはなかなか複雑怪奇でございまして、その中にはもう何にもわからない労働者も入れば、農民も入ればもういろいろなものも入るのです。従つてちよつとしたかすりをするところから取ればそれが相当累積しますことにもなるのです。併しいろいろ労働基準法その他の新らしい民主的な法律がござまして一応そうした面を守つておりましたし、それけれども、大体においてまあこれは一つの例ですが、資金を余分に持つておられる人は割合に安い材料を買つておられます。実際に金拂いがいい、これはまあ魅力です。実際にまあ請負にしても、請負というか、建設業者にしても、実際に金さえあれば完全な工事をしたいです。自分の技術、自分の面子にかけても……併し金がないと、まああそこは拂いが悪いといへば品物を持つて来ないのです。あそこは拂いがいいと言へば……安くして品物を持つて来る。人情です。従つて公共事業を完全に施行させるためにこの法律を作るというところは又至極結構です。実は建設業者を助けるためにこの法律を作るというだけでは僕らそれに対してまあ多少の利益になりますが、精神的な利益になります。これはどうかと思ふのですが、まあ今日いろいろ伺つて私としてはこの法案が端的に建設業者の利益だけを図るのではないという結論が出来るに結構です。ただ問題は大体において地方公共団体が資

金に困つております。従つてこれに対する、先ほど群馬県の神田さんからも言つたように、国が負担すべきものは早く国が交付するということをして強力に推進しなければこの法律を作つたところが何にもならぬと思ひます。そういう点について今後建設省としては農林省その他関係官庁とお打合せになつて、この法律を生かすも殺すも全く金を流すか流さないかの問題ですから、そういうことは今日証人がお見えになつて甚だ私としては成果を挙げておると思ひます。私の質疑はこれで終わります。

○委員長(廣瀬興兵衛君) それでは本案につきましては本日はこの程度にとどめたいと思ひます。証人のかたへには御多忙のところ誠に有難うございしました。

それから午後後の委員会は継続いたしました。午後一時から再開したいと思ひます。事務上の理由で午後十号室になりますからどうぞ御了承願ひいたします。有難うございしました。休憩いたしなす。

午後零時二十一分休憩

午後一時五十四分開会

○委員長(廣瀬興兵衛君) 休憩前に引き続きまして建設委員会を開会いたしました。

道路整備特別措置法案を議題に供します。本案につきまして御質疑のおありのかたは順次御発言を願ひます。

○前田君 先ず以て法制局のかたに来て頂いておるかと思ひますが、若し法制局のかたに御意見を伺いたいのですが、この道路整備特別措置法案の第

三條の條文の字句について、法制局の法律技術的といひますかの御意見を伺いた。この第三條に有料道路を実施し得る條件が三つ書いてあるものであります。この條件は私は非常に何といひますか、條件らしからざる條件が書いてあるように思ふのですが、第二番目の條件はやや條件らしい條件だと思ふのであります。その二番目の「通常他に道路の通行又は利用の方法があつて、当該道路の通行又は利用が余儀なくされるものでないこと」と、こういう條文の「通常」といふ言葉はどういふうに法律技術的に解釈されるのかといふことをお伺ひしたいのであります。

○法制局長(奥野健一君) お答えいたします。これはほかに道路があつて、従ひまして当該道路を利用することが余儀なくされるということのなといふことが普通である場合においていふうに解釈すべきものと思ひます。

○前田君 それでは、御意見によりますとこの書き方では、他に通行すべき道路がある、従つて当該道路を必ずしも通行をする必要がない、これが原則であるけれども、例外的場合には他に通行の道路がなくともやつてもいいのだ、こういう意味に解釈できないのでございしますか。

○法制局長(奥野健一君) 要するに、ほかに道路があるということが條件で、普通はその道路を使つておれば、当該道路を必ずしも使わなくてもいいといふのが普通である状態である、でありますから、たま／＼ほかの道路が水害とか、或いは何かの加減で破壊されて止むを得ず当該道路を利用しなければならぬやうなことがあつても、通常はほかの道路を利用できるという

状態であればよろしいというふうに解釈いたします。

○前田君 御意見よくわかりました。それでは次に道路局長に一つお伺ひしたいのであります。

○委員長(廣瀬興兵衛君) ちよつとお諮りいたしますが、法制局長はよろしくございしますか。

○前田君 もう結構でございします。だん／＼この法律案の採決の時期も近付いて来たやうでありますので、最後に一つお伺ひしたいのであります。が、この法案の中には、私としましては小さい疑問点を二、三挙げ得るのでありますけれども、それは暫らく他の方法をここに考えられておるやうでありますので、そういうほうに譲りまして、有料道路を作る最も根本の問題でありますかどうかという場所の有料道路を作るのかどうかというその條件の問題、これが本法案の一つの骨子だと思ひますので、その点に關します疑問だけは了解して私の意見を伏したい、かように考えておるのであります。即ち私のすべての疑問をここに集中して参つておるわけでありまして、その点は只今法制局長の御意見を伺ひました「通常」といふ言葉の解釈にかかつておるわけなんです。

これは最初道路局長が逐條説明をされた時にも、又私が逐條説明に留意いたしましたところでは、原則として他に通行の道路がある場合であるが、例外としては他に通行すべき道路がなくともやるのだ、こういうふうに解釈されるやうな御答弁だつたと思ふのであります。この点をもう一度明瞭に一つお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(菊池明君) 只今局長から説明がありましたが、原則としていふことと通常といふことの法理上の解釈といふことになりまして、ちよつと私も十分説明申し上げかねますが、普通通れる道がある場合にやるのだが、ない場合も、通れない場合も全然取つてはいけないといふことではないといふふうにやはり我々は解釈したいと思ひます。

○前田君 そうしますとほかに道路のない所でも取るのだ、こういう結論と端的に了解していいわけでありませんか。

○政府委員(菊池明君) 止むを得ず取る。進んでそういうものを取るというわけではありませんが、通常といひましては殆んどそういうものはありませんが、そういうものもあつてもいいと言つては悪いでしょうが、普通はそういうものは取らないが、場合によつてはそういうものも取り得ると、例えばすでに問題になつております観光地等の道路ではしば／＼そういうものもございしますが、そういうことを予想して

いるわけではございします。

○三本治朗君 局長にお尋ねするのですが、仮に戸塚の道路のやうな、今度有料道路ができるという事になつたとき、土曜日とか日曜日のやうなときには殆んど列をなして自動車を通ることになる。そこで有料だといふのできないことになると、料金を取るために……そうするとえらいつながつてしまつて混雑を来すことになるやうに思ふのですが、これは毎日というわけじゃないでしようけれども、週末や何かで皆出かけて行くといふときに相當な混雑を予想されると思

います、そういう点をお考え願います。よろしく。

○政府委員(菊池明君) 料金を取りましたために、それが起ることを予想して、徴収の方法につきましては十分研究いたしておりますが、まあ外国の例などでは、あの程度以上の場合にも、そう停めないうで渡して行くようなこともやつていようございいますから、只今の千台単位であればやれるものと思つております。

○三木治朗君 いや、その方法がよほど考慮しないと一つの箇所を設けるよくなことになつて、大変複雑して困るのじゃないかという心配が相当あるようです。よほど研究してうまくやつて頂かないと思つております。

○田中一君 局長に伺いますが、国道でも必要ならばどうしても有料道路をやりたいというあなた、どうしてもそうしなければならぬのだというよう強い信念の下に考へていらつしやるのか。戸塚の場合は止むを得ずやるのだというお考えですか、どちらですか。原則として、無料公開が原則の道路、殊に国道ですね、それを戸塚の場合にはどうしてもあなたはそのをしなければならぬのだという強い信念で強行なさるのか、その点もう一遍明確に聞きたいと思つております。

○政府委員(菊池明君) 私の考へますところでは、国道とか府県道とかの種類によつて有料であつてはならぬとか、いいとかいうことではないと思つて、まあ、あの戸塚の場合は明らかに迂回線でありまして、現在の国道を通つて行けば幾らか時間はかかりますが、無料で行ける場合でありますから、支障なくやれると思つておりますから、ああい

う場合にはやつてよろしいと思つております。

○田中一君 今度の山越えの新道ができて、元の国道は国道から外すつもりですか、それともその後やはり残しておくつもりですか、国道としての指定を。

○政府委員(菊池明君) これは今後の問題であります。国道として残す方法もありませんが、或いは府県道にする方法もございますが、多分国道として残すのじやないかと思つて。まだそのところは決定いたしておりません。

○田中一君 大臣に伺いたいのですが、御承知のようにこの法案が提案されて、参議院におきましては五十何日間採決に採んでおります。このことは言わなくてもよく御承知のことと思つて、一体何故こんなに採んだかというところにつきまして、大臣もいろいろ情報をお集めになりまして御承知と思つて、無論我々の考へ方は、ここに計画の案としてお出しになりましたものの内容について、不適当なものがあるのではなからうか、こういう点があるの、反対と云うか、こゝまで採んだ理由なんですか。従いましてこの参議院の委員会において、こゝで採んだ法律を今日採決をいたしますが、その際大臣の信念で我々の考へております意図をお酌取り願ひまして、実際にどこどこをやる、それからその理由はどうかである、といふゆる今までの委員会の議事録も御覧と思つて、こゝはまあこの計画からとり、そうしてその工費は現在計画されておるもの、はうに余分に資金を廻してその完成を一日も早くする、というようなお考えを、実は伺いた

いのでございますが、これは大した項目でもございせんが、一応大臣のお考え方を伺いたいと思つて。

○国務大臣(野田卯一君) 私は、道路の整備につきまして自由党も一つの大きな政策として掲げておるのであります。これにつきまして、これは極力努力をして参つておるのであります。公共事業費のほうにおきましても予算をつけられております。併し一般の会計から得られるだけの道路の整備費では、今日の道路の必要とする道路の整備を十分に行うことができないというやうな実情でありますので、別途有料道路の制度を設けて、更に日本の道路の整備をスピードアップしたい、こゝういふ意図に出ているのであります。従いまして今後一般の道路の改修費の増額を極力努力するのは当然でありますけれども、それと併せて有料道路の資金を、運用部資金を使うことに相成りますが、この際極力拡充いたしまして、両者を併せて道路の飛躍的改良を図つて行きたい、こゝういふ意図を持つておるわけでございます。

○田中一君 これは仮定であります。が、この挙げたところの計画のうち、若し十五億の金をそのまま投入して、無論その工事の整備その他にもスピードをあげまして、重要性の順位をきめて順次そこら完成して行くというやうな構想は持ち得られませんか。

○国務大臣(野田卯一君) 御趣旨はあそこに掲げてある中で、率直に申しまして第二京浜国道が非常に問題になつて、いふんじやないかと思つて、第二京浜国道につきましては非常に皆様がたから御批判の声もありますので、今後第二京浜国道は有料道路制度におい

ては実行することから外そうかと考へております。

○田中一君 私は、少くとも三月三十一日まで通常予算を以ちましてやつておつた工事、これをなぜ有料道路に切り替へなければならぬかということにつきまして、これは甚だ失礼な言い分ですが、予算の折衝上、この有料道路という法律が生れたために、それが削減されたということに帰着するのではなからうかと思つて、今後予算の配分の上からいつて、こゝういふ形の道路に移行すると、こゝういふ計画の道路に移行するといふ点になります。道路費といふものが、まづ、圧迫されるじやないかという危険も感ずるのです。従いまして無論この便法としまして、有料道路の行き方をすれば私は原則としては賛成です。併しながら来年度、無論来年のことは大臣もおわかりになつておられますから、予算の編成期になつておられませんかと思つて、こゝういふものを成るべく最小限にとどめるといふやうな構想でありますのか。それともこゝういふ考へ方を以て有料道路でどしどし工事を推進して行くといふお考えですか。どちらをお考へになつていらつしやるか。

○国務大臣(野田卯一君) 私は一般の道路費をできるだけまして道路の整備を図るといふことは勿論やつて行きたい。それと併せて有料道路の制度も適当な道路、橋梁等を選びまして、これも強力に実行して行きたいと考へております。本年は十五億でありましたが、更に本年度中でも追加予算があればそれは殖やしてもよろしい。それが来年度になりますとおのずから振つて行

きますから、相当大きなものになると思つて。それは何十億になりますか、それを確保してやつて行きたい、こゝういふふうにお考へております。

○田中一君 これは甚だ穿つたことを言ひまして失礼に當るかも知れないが、この計画が地方的な選挙の、政略の政略とか何とかという選挙目当の計画といふやうなことは全然なく、全く地元の要望がこゝに盛上つたものだといふやうに解釈してよろしいと思つて。

○国務大臣(野田卯一君) 私どもがこゝの問題を考へますときに、別に選挙といふやうなことは全然頭に入れておりません。ただ如何にも道路が悪い、やつてそれを作らなうたら地元の年々かかつて、いつになつたら地元のかたがたの非常な不便を除き得るかどうかわからぬ状態でありまして、私もあちこち歩いて廻つて見まして、如何に皆様が難堪しておるかといふことを見るに見かねてこゝういふものを出し、勿論一般の予算も十分獲得して、一般の道路の改善を図ると共にこの制度を併せて行ひまして、一日も早く国民全体の悪道路からの救ひ出しをやりたい、こゝういふことを考へております。

○田中一君 先ほど第一の質問に對して大臣から御答へがございせんけれども、この一、二、三に挙げられましたが、その間の門限道路、戸塚、新東京の国道、それから三に挙げました地方の橋又は観光道路に属するものでございまして、こゝういふものの中、今度我々の参議院委員会、先ほど申し上げました通り委員会の多少反対の意見もあるといふことを織込みまして、大臣はこゝどこを實施するといふやうな計画

れば余り大差ないことになるんじやないかと思ひます。全く同意見であります。

○前田稔君 それは道路局長にもう一遍伺いますが、大臣が言われたのだから無論それは問題ないはずですが、よろしくごさいませうか。

○政府委員(菊池明君) 結構です。

○小川久義君 私は本法案の修正の動議を提出します。

○田中一君 ちよつと待つて下さい。まだ質問があります。

○三輪眞治君 地方の都道府県で道路利用者負担金というのを大方取つていゝと思ひますが、その場合このほかの県内の道路を利用する、たま／＼そこを通る場合は道路利用者負担金を拂ひ、なお且つそこを特別通つたのだからその料金を拂ひというところは、これはわかりません。専らその道路を利用する、例えは熱海、伊東間のバスならバスというのがある。この場合には県には道路利用者負担金を出し、又この有料道路の利用料を出すと、こういう形になるのですか。一本だけで済むのですか。

○政府委員(菊池明君) 負担金はまあ今の法律では損傷負担金というのでありますが、一般の維持、修繕費を補いますために、県で負担金をとつてゐるものであります。でありますから若し有料道路がありますと、有料のほうの道路の維持、修繕費はそこから上ります。料金の方は出しますから、そのほうには負担金のほうは廻らないと思ひます。

○三輪眞治君 そうすると、専らその間有料道路の所を利用してゐるバスなんかは、二重には拂わないでいいとい

うことですか。ちよつと速記を……。

○委員(廣瀬兵衛君) 速記をとめて下さい。

午後二時二十九分速記中止

午後二時四十八分速記開始

○委員(廣瀬兵衛君) 速記を始めして下さい。別に御発言もないようでありましますから、質疑は盡きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(廣瀬兵衛君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれぞれ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお修正意見がございましたら、修正文及びその修正理由を討論中にお述べを願ひます。

○小川久義君 本法の附則の第一項中「昭和二十七年四月一日から施行す

る」とあるのを「交付の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。」に改めるの動議を先ず出します。

○委員(廣瀬兵衛君) なお別に御意見のございましたかたは御発言を願ひます。

○赤木正雄君 この法案は長い間審議

いたしました。非常な法の運用如何において将来弊害を導く虞れもありまします。併しこれを適正に運用するならば、現在の道路の状況から見まして、又国民の要望の一部にも副い得る点があるかも知れません。こういう点を考へまして、この法案を仮に通過させようというふうな場合には、私はたゞこのままでは納得しがたい。相当の制限を附しておきたい。即ち私の制限と申しますか、一つの附帯決議のようなものをつけて、私はこの法案の通過を望

みます。それで私の付けようとする附帯決議を今ここで申上げます。

本案は道路の無料公開を原則とする我が国道の立法の精神に趣向するものであるが、道路の現状に鑑みて止むを得ざる一時的の措置として、これが運用には長大橋、長大トンネル等のごとく集中的に巨額の工費を要するもの、或いは特に経済効果に富む産業道路並びに急務を要する観光道路等いずれも国民がひとしく要するもので、而も短期間に料金徴収により容易に収支の償還を期する上適用することとし、御京浜国道のごときは本法外において施行されたし。私の要望する点はこの通りであり、今申したことで私の趣旨は盡きていますが、この法案の運用如何は、先にも申しましたように、非常に弊害がありますから、将来政府はこの法案の施行をなさるについては、今申したような附帯決議の意味を十分吟味されて、そして法の運用をされることを私は切に要望して、それならば私はこの法案を呑む、こういう考えです。

○三輪眞治君 私は社会党第四控室所

属委員を代表して本案に反対をいたします。理由は、しば／＼今までの質疑応答の中でも出て参りましたように、道路はもと／＼無料公開が原則であります。而も公共施設のうち最も大きな公共施設でありまして、いやくもこれを利用する者から料金を取るというよりな根本原則に修正を加えるがごとき法案を我々は承認することはできません。もう少し極端に申しますならば、例えば佐渡島、淡路島といったような離島に行く、これは道を歩く術はありますが、私は一本だけ

は無料の船があるべきだといふふうな、道路の無料公開の原則からは考えざるを得ないのであります。それを或る特定の道路を指定いたしまして、その利用者から料金を取るということでは、今申しましたように反対なのであります。なおこの提案理由を見ますと、もと／＼そうであるけれども、今の国並びに地方公共団体の財政状況に鑑みて、道路の整備を促進し、交通の利便を増進するためという理由が述べられておりますが、これも考え方の問題でありまして、本年度の予算を見ても二〇％以上が軍事費的な性格を持つた使途を予定されておるわけでありまして、若し本当に交通の利便を増進し、道路の整備を促進しようとするならば、恐らく予算の範囲内においてこれを実施することが可能であると我々は考へておるわけでありま

す。右述べました理由で本案に反対いたすものであります。

○石川一君 私は本案に賛成いたします。そして附帯決議に對しましては、私ども十分にこの附帯決議の趣旨を尊重いたしまして、善処方を大臣に要望いたしまして賛成したいと思ひます。

その理由は、財政的な面から勘案をいたしまして、必ずしも無料公開の原則を飽くまでも貫き得ないということはいふまでもないものでありますが、現在の段階におきましては、国家の財政状況から考へ、国家の総合的な将来の政策を樹立する上におきましては、いやく／＼な制約があることも止むを得ないのであります。こういう観点に立ちまして、こと当分の間に、今この附帯決議に對つてありますやうな個所につきましては止

むを得ざる措置として、一時は忍ばざるを得ない、それが道路を開発する一つの推進力ともなる、又これを待望するところの利用者の気持を急速に充たし得る唯一の方法であると考えますので、暫定的な措置として、この附帯決議の趣旨に沿つてこの予算の執行を期待いたしまして、この原案に賛成したいのであります。

○松浦定義君 私は改進黨の意見といたしまして、原則的にはこの法案の趣旨には賛成しかねるのでありますが、只今赤木委員から御提出になりましたこの附帯決議が本当に実行されるといふことであるならば、必ずしも私は反対とは申上げない、かように考へるものであります。若しこれが通過いたしまして、更に又附帯決議も大臣といたしまして必ず実行すると、或いは善処すると、いふふうなまあ申されましても、今日までのあらゆる法の附帯決議の結果を眺めて見ますと、必ずしもこれが実行されているとも考えられませんが、併し本法案につきましては、御承知のように、すでに本日をもって審議の期間が切れるといふくらいに、参議院といたしましては慎重な審議をやつておるわけでありま

す。特に又今社会党第四控室の意見もありましたように、若しこれが国民全体のいろいろな面につきまして、又疑惑を持つような今後の運営になつてはいかんといいふ意味から、本當にこの附帯決議というものを尊重される意思をはつきりして頂くといふことを先ず第一にお願ひしたいといふことと、更にこの際申上げておきますのは、若しこうしたことが仮に非常にいい結果をもたらしたといふことが前例になりまして、だんだ

別負担金を、只今本委員会において御可決になられました有料道路というより意味もあり、もう一つは、各府県の條例で、以て各個にばらばらに徴収し、而も道路の維持補修に事欠いては、入られられて道路に還元せられないということがあるので、道路整備の根本精神から、道路負担金を徴収したものは道路に還元せられるような措置を全国一律に政令でこれを行おうという当初の立案でありました。が、現在の道路整備が完全に行われておらない現在において、時期尚早であるということでありまして、特別負担金の項目を削除したわけでありまして、そういたしました、これが第六十二條の特別負担金及び六十一條の受益者負担金を規定し、而も道路の修繕に関する法律は、本法施行と同時にこれを取り除き、廃止をするということでありましたが、これも議員立法でありましたし、現在の道路事情から言うと、国が維持修繕費まで補助できる規定を在来通り残しておいたほうがいいというので、施行法に規定しておりました道路の修繕に関する法律を除きました。が、折衝内、即ち「修繕に関する工事を除く。」の字句を取つたわけでありまして、この結果現行道路損傷負担金及び寄附金名義等で徴収しておるものより、もつと軽減せられるということを考えているわけでありまして、

○前田君 受益者をする者ということの解釈は、その辺まではこの前の連合委員会の質問で大体了解しているのではありませんが、只今例をお引きになつた道が少し悪いから、而も直せばパスの免許が取れる、或いは橋が腐つてゐるからそれを直せば取れるというより、な、そういつたどつちかと言へば、附金のことを言つてゐるようにも聞えるのであります。従来この道路なんかで受益者負担という、沿道の土地が道路が良くなるに値上りをするとか、そういつたようなことを指してゐるようにも思ふのであります。それから今度の、先刻通りしました道路整備特別措置法で、その條文にも同じような意味の言葉が使つてありますから、若しこれの解釈並びに運用如何によつては、實質的にこの有料道路と同じようなことになる虞れなしとしないと思ふのであります。現に今日道路の工事をやる場合に、或る部分は國が補助をする、或る部分は県が負担する、一定部分は地元だ、という場合合に多くのこの自動車業者がその地元の負担分を分担してゐる。實質的には分担してゐる。そういうことから行きますと、この有料道路におけるような利益を受ける者というものは、ある場合もあり、ない場合もある。こういうことになるのであります。そういつたその有料道路の場合の利益を受ける者、ということ、この六十一條の利益を受ける者、ということとは違つたものと解釈していいのですか。

○参議院議員(田中角榮君) お答えいたします。その通りであります。有料道路法に規定されております受益者負担金というものは、無料公開の條文に規定しましたのは、無料公開の原則である道路が、實際は各府県によつて過重なる道路損傷負担金をかけられ、而も法律的一定の基準がありま

目で以て過重なる寄附金名義で徴収せられてゐるのが現実でありまして、有料道路法は今日漸く日の目を見たのであります。が、實際負担金では無料公開の原則を破つて有料道路法をやつておつたわけでありまして、私たちこの道路法を立案いたしました立案者としての考えは、かような全国一律でないところの、而も非常に無理をして徴収してゐる者に対して、一定の基準を設けたい。而もこの特に利益を受ける者、というものは、又諸願工事を指しているものでありまして、どうしても施行年度が往々遅いためにバス等の営業等がでないというやうな業者の特別諸願によつて工事を進行する場合とありまして、道路の無料公開という原則は堅持をいたしております。勿論有料道路法に規定する受益者負担とは全然趣きを異にしてあります。

○前田君 建設省の当局にお伺いしたいのであります。この六十一條を讀んでみると、有料道路の利益を受ける者、ということと非常に似通つた意味になつて来るのであります。只今提案者の御説明によると、むしろ地域的特別の場合にこれが当てはめられるやうな御説明であります。が、今後本法が仮に施行されました際に、建設省としては地方に対してどういふ指導と言ひますか、監督と言ひますか、この三項の実施についてどういふ方針を以て当られますか。それを一つ伺いたいと思ひます。

○政府委員(菊池明君) これはもう全然我々は別個に考へております。有料道路を建設いたしました、これは該道路から納めるのであります。受益者負担の扱ひとはもうこれは全然違つ

たやり方で行きたいと思つております。

○前田君 無論そのあれを取る方式とか何とかが違ひますけれども、利益を受ける限度において金を取るのだというところが、實質的には有料道路じやないか。そういうふうによつと見えるんですよ。それで提案者の御説明はそれではない、任意的なものだ、と言われるのであります。その点を誤りなく都道府県をしてその第三項による條例を作らせるやうな御指導をなさるかどうか、こういう意味です。

○政府委員(菊池明君) 提案者の言われたやうな趣旨に副つてこの條例を制定いたすつもりであります。

○前田君 それではもう一点八十八條であります。八十八條はまあ特にこの第二項であります。前項の規定による條件は、当該許可、認可又は承認を受けた者に不當な義務を課することとならないものでなければならぬ。という條件があります。現行法の二十九條との八十八條との関係はどういうふうな考へればいいのかであります。現行法二十九條の拡大強化と、こういう意味に解釈していいのであります。

○参議院議員(田中角榮君) 御質問は八十七條の二項だと思ひますが、不當な條件を課するやうなことは原則的にありませんか。

○前田君 よくわからなかつたのですが……

○参議院議員(田中角榮君) 徹底しなかつたやうであります。御質問は八十八條の二項と言われたやうであります。八十七條の二項の間違ひだと思ひますが、前項の規定による條件は、当該許可、認可又は承認を受けた者に不當な義務を課することとならないものでなければならぬ。という條件と思ひますが、不當な條件をつけるやうなことは原則的にありません。

許可、認可又は承認を受けた者に不當な義務を課することとならないものでなければならぬ。という條件と思ひますが、不當な條件をつけるやうなことは原則的にありません。

○前田君 私の申し上げることは、ですね、この現行法の二十九條だと、管理者が正当の事由がなく公益事業のやうなものに対して許可若しくは承認を拒んだり、或いは不当な占有料を定めるときは主務大臣が代つて許可又は認可をして、又占有料を主務大臣が代つて定めることができるというやうに規定があるのです。それを或る面において強化し拡大されたものがこの八十七條二項かと思ふ。こういうことかというのです。

○説明員(浅村廉君) 現行法の二十九條であります。これは公共の利益となる事業が道路を占有しようとする場合において、道路管理者が正当の理由がなく許可承認を拒んだ場合は、主務大臣即ち建設大臣はその被害者であるところのまあその事業者の申請によりまして、管理者に代つて占有を許可したり、或いは占有料をきめてやつたり、することができると規定されてゐます。

それからこの改正案の八十七條の二項にありますが、この管理者において許可、認可、承認をする場合に、その不当な義務を課してはならないという規定を規定しておる條文でございまして、ちよつと両方比べてというわけには参らないのじやないかと思ひますが……

○前田君 それでは手取早く具体的に伺ひますが、従来この地方公共

団体、市とか町とかです、いろいろ／＼な占用の願出がある場合に処するためには、まあ大きいところ、頻繁にあるところは條例を作つておる。その條例の中に、例えは、このようにして違ひしよるが、当局の必要の場合には即刻これを撤去せよ、こういう命令をする。よるな條例があつて、そしてこれを公益事業等に対してそういう條件をつけておる。こういうことは新法が施行されるとその條例は無効になりますかどうですか、こういうことを伺います。

○説明員(浅村廉君) 條例で地方公共団体が定められておるものは、その新しい道路法が施行になりまして効力を失ふことはありません。これは公共団体の條例でございまして、現行道路法でも條例で公共団体が何かきめるというところは全然ございせん。これは國の仕事で公共団体の長の知事なり、市長なり、町村長が執行いたしておるもので、すべて規則によつて律せられておるものであります。そこでそれに關連いたしまして然らば道路管理者が非常に何と申しますか、適正を欠くような、不適當な條件を許可等に對して附しておつた場合、この八十七條の二項によつて今度はこういうことが書かれておるといふことになつた場合どうなるか、これは道路法の施行法案を見ますと、その第九條に、旧法の規定による許可に附した條件で新法第八十七條第二項の規定に違反するものは、即ち非常に不適當な條件を附しておつたものは、違反する限度において、効力を失ふ」といふことが附いておつて、余りひどくて從來非難があつたものはこの効力がなくなるというふうになつております。

○前田君 まあ市町村の権限はどういうふうなかはつきり私よくわかりませんが、現実には川崎市の例なんでしょうが、まあその権限の問題があれは、その條例は別問題にしまして、現に公益事業等の占用の願出があつた場合に許可をする、その條件として当局で必要があつたら即時そちらの負担で撤去せよ、こういうような條件を附しておるのが非常に多いと思うのです。これは只今お話の不當な八十七條の二項に、いわゆる不當なものとお考へになりますかどうですか。

○衆議院議員(田中角榮君) どうも御質問が、ちよつと例がおありになるようでお示しになりませんのではつきりしないようであります。お答へいたしますと道路法に條件を附するといふことは特別な場合でありまして、實際は公益事業等の場合には占用料さへも免除してよろしい。徴收しないといふのが原則なんでありまして、だから不當な要求をし、不當な條件を附するといふようなことは原則にはないわけでありまして、ですからあなたが今おつしやつたところの現行法の規定におきまして「道路管理者が不當な條件を附した場合」には建設大臣がそれを取消すことができるという規定があります。にもかかわらず、この新法におきましては、なお八十七條の二項において不當な義務を課することとならないものでなければならぬ」といふふうな明確に規定しておりますから、あなたが今言われましたような不當な要求を道路管理者が許可の條件として附すといふことは殆んどありません。

○前田君 じゃ、具体的に申し上げますが、これは川崎市の東京電力に對する占有許可の條件であります。將來道路管理者に於て占有工作物の改築除去の必要ありと認め之を命じたる場合は許可を受けた者の費用を以て即時施行すること。こういう條件が附いておるのです。これは從來の規定だといふと、許可を受けた者の申請によつて主務大臣がまあ変更するなり何なりするといふことでありますから、それで東京電力はこれで止むを得んと思つておつたかも知れない。今度は若しそれが不當な條件だといふならば、八十七條二項によつて當然無効になる、こういうふうな違ひがありますから、こういう場合は不當なものでないのか。

○衆議院議員(田中角榮君) その場合は、條件を附けてありますのは實際それを自費で以て撤去を命ずるというやうな場合には、工事を行うというやうな場合にのみでありますので、工事を行う場合でありますも事前にこれを通告したり、適當なる措置をいたし、十分なる協議の上に撤去を命ずるわけでありまして、不當な條件ではありません。

○前田君 私は無論よく懇談をして、そして殊に公共の事業なんかの場合には、これに代るべき場所を見付け余裕を興えるとか何とか。そういうことをして、そして撤去を内満にやる場合には私は不当だと思ひます。併しながらこういう條文を讀んで見ますと、必要なりと認め命じたる場合にはそのものの費用で即時施行すること、こういうやうなことが書いてあります。こゝなつたならば、若し実行したならばこれは不当じやないか、こう思ふのです。

○衆議院議員(田中角榮君) 私はこれは道路法を改正いたすときに原則的に考へましたが、今までの概念から言いますと、六メーターの道路に電柱が路面に立つておりましたために五メーターしか使えない。東京の旧市内等には六メーターの道路が四メーターしか使えないので車が入れない場合が、こういうものに対して永久占有はこれやつてはならないといふふうな考へております。道路の幅員といふものは有効幅員、使用できる幅員をいばいにしなければならぬからこれからの問題だつて假設の電柱を立てるといふ場合は別であります。いわゆる東京電力に對するお説のような電柱はきつと道路の幅員内に立てるものであると思ひますが、これは新規幅員拡張の場合とか、それから都市計画等によつて道路を整備する場合に当然無償で撤去してもらつたといふ條件を入れてあるものであります。これは不當なものではない、こゝなつたに考へております。

○前田君 どうも質問と御答弁とがちよつと食い違つてゐるやうであります。結局そういう場合にはどう無理なことは實際にはないであらうから不當は起り得ない、こゝなつたに御意見に解してよろしくございませう。

○衆議院議員(田中角榮君) その通りであります。

○小川久義君 質疑が相当進んで十五、十六日でしたか、その間に大抵質疑を終るといふ申合せもあつたやうに思ふのですが、今日の採決は無理だと思ひますが、この次の委員会くらいで

も討論採決に入つたらいのではないかという氣もするのですが、今日はこの程度にしてといふことを一つお諮り願ひしたいと思います。

○石川肇一君 今小川委員の御説も御尤もで私もさう考へたいと思ひます。今日丁度田中委員もいらつしやいますからこの間委員会におきまして、平衡交付金の枠の設定につきまして、の地方財政委員会に当委員会から申入る案がまとまつておるはずであります。その後どうなつておりますかわかりましたら委員長でも、死議者であります田中君でも御説明願ひたいと思ひます。

○田中一君 今小川君から十六日か十七日に上げるといふ話合ひであつて云々とおありますが、さういふ話合ひは常に無視されております。従つてまだ前田さんのほう、或いはほかの録風会のかたんの質疑があれば質疑を継続するのが妥當だと考へますから一応今日はこゝまで打切るならば打切る。併し又後日さういふ質疑があるならば質疑のあるかたは質疑をして頂くといふやうにして頂きたいと思ふのです。

○衆議院議員(田中角榮君) 殊に録風会ではまだ今としての何と言いますか、話合ひができていないやうです。それからその点は小川君の提案をちよつと保留して頂きたいと思ひます。

○小川久義君 これは田中君の言われるやうに申合せたことがいつも取消される、実行されないといふことになると將來の運営にも相當重大な影響があるもので、丁度私が十四日の晩にへ歸る用があつてその十四日の委員会では十五日、十六日で二つ質疑を終えて置こうといふとして二十日の日に採決しようといふ話合ひがついて僕は十九日の晩あ

措置を講ぜられたいとの請願。

第二二二二号 昭和二十七年五月十三日受理

請願者 東京都港区芝海岸通二ノ八 山田新之助外三十五名

紹介議員 黒川 武雄君

請願者は、東京港埋立地である港区芝海岸通二丁目に東京市が該土地を拂下げた当時より居住かつ營業していた者であり、今次戦争により強制退去を命ぜられた者であるが、終戦後該地が進駐軍に接収されたので旧地に復帰できずいたところ、今般議和発効によつて該地が接収解除され、旧地主に返還されるやに聞か、地主は戦争中はも論接収中も何ら被害も受けて借地人だけが犠牲となることは不合理であり、特に該地は臨港地帯で請願者の全部が海運事業にたずさる關係で該地を離れて生活できない実情にあるから、解除の曉はこれら請願者に借地権が復帰できるように特段の措置を講ぜられたいとの請願。

第二二一六号 昭和二十七年五月十三日受理

道路法改正法案中一部修正に関する請願

請願者 埼玉県川口市長 田中 徳兵衛外一名

紹介議員 小林 英三君

目下国会において審議中の道路法改正法律案第五十六條の規定によれば今後道路の補修に要する国庫補助金は国道に限ることとし、県道および市道に対する国庫補助金は打ち切られることとなるが、かかる措置は道路の補修をいじめるしく阻害することになり地方産業

の發展上重大な支障をきたすこととなるから、道路法施行案第一條の規定を修正する等適當の措置を講ぜられ、従来通り県道、市道の補修に対しても国庫補助金を交付せられたいとの請願。

第二二九二号 昭和二十七年五月十五日受理

府県道富山立山線中美女平、室堂間を有料道路とするの請願

請願者 富山県知事 高辻武邦

紹介議員 小川 久義君

国民保健の向上と外貨獲得の見地より、府県道富山立山線中立山ろくから中部山岳公園の玄関口である室堂に至る延長二十五キロの観光道路の改修工事を施行したいから、今般道路特別措置法案の成立をまつて右区間を有料道路として指定せられたいとの請願。

第二三一六号 昭和二十七年五月十五日受理

府県道京都小浜線国道編入に関する請願

請願者 京都市長 高山義三外三十七名

紹介議員 大野木秀次郎君 滝井 治三郎君 石川榮一君

京都市より府下北桑田郡周山町、鶴ヶ岡村を経て福井県速原郡奥名田村、知三村を通り小浜市に達する府県道は、京都府ならびに福井県一帯の豊富な物資を短時間に京阪神市場に輸送する重要な路線であつて、鉄道の便に恵まれぬ本地方唯一の交通路であるから、一日も早く国道に編入せられたいとの請願。

第二三一八号 昭和二十七年五月十五日受理

請願者 山口県阿武郡江崎町 長 村上成行外十八名

紹介議員 小瀧 彬君

最近山口県益田町を中心とする經濟圏の發展は目覚ましいものがあり、ことに自動車普及に伴う江崎港の水産物運搬等により、同地方における交通量は急激に増大している。しかるに現在益田、江崎を結ぶ線としては、小野村松坂經由の路線と中西、二條、小川村を経て江崎港に至る二線があり、前者は沿線の資源も少く、路面もけわしいため利用されず、専ら後者が利用されているのであるが、現在の路面は幅九尺であるため、大型自動車の通行に不便が多いばかりでなく、開設当時のカーブのため自動車の通行に支障をきたし到底現在の交通量に耐えない実状であるから、地方産業開発のため県道益田小川線を国道に編入し、すみやかに整備改修せられたいとの請願。

第二三一八号 昭和二十七年五月十五日受理

高知、宇和島市間直結産業道路開通に関する請願

請願者 高知県高岡郡尾川村 長 西森勢喜外十名

紹介議員 寺尾 豊君 西山龜七君 入交太蔵君

四国西南地方の総合開發計画は、わが国再建のため極めて重要な事業であり、その基礎となるものは、高知、佐川、宇和島間の最短道路の開通である。しかるに高知市から佐川を経て宅

川村古畑に至る間にはすでに道路が通じており、同地から半山村東西兩麓谷を新設道路によつて結ぶことが実現すれば、高知、宇和島間の新交通路は百三十余キロとなり、既設の南回り路線に比較して圓形的短コースとなり、政治的文化的にはもたら、産業經濟の面においてその發展は期して待つべきものであるから、すみやかに本路線の実現を図られたいとの請願。

第二三四号 昭和二十七年五月十六日受理

請願者 北海道空知郡富良野町 長 古東久平外一名

紹介議員 石川 清一君

富良野川に架設されている富良野橋は、旭川、帯広線中の最重要な橋梁であるが、現在の橋は、昭和十六年七月に架替えられたもので、その後數面にわたる一時的修理をもつて現在に至つてゐるため、沈下、腐朽、変形等がいちじるしく、極めて危険な状態にあるから、同橋を永久橋に架替られたいとの請願。

第一〇六二二号 昭和二十七年五月十二日受理

道路整備特別措置法制定促進に関する陳情

陳情者 東京都港区海岸通一ノ二 五全国道路利用者會議 内 廣川弘禪

わが国の道路の現状は、極めて悪く通行者の直接間接にこうむる損害はいちじるしく、自動車の運轉経費のみでも

年間一千億円を超えており、交通運輸、經濟産業に與える影響は極めて大きいものがあるから、目下国会において審議されている道路整備特別措置法案のすみやかな実現を図られたいとの陳情。

第一〇八二二号 昭和二十七年五月十五日受理

清水、直江津两市間中部日本横断道路の国道編入に関する陳情

陳情者 新潟県知事 岡田正平外三名

静岡清水港と新潟県直江津港とを結ぶ中部横断道路は静岡、山梨、長野、新潟の四県にわたつており、豊富な林産資源の開發にまた表日本と裏日本との物資交流の上に極めて重要な使命をもつ幹線道路であるが、本道路の現況は九路線にまたがり総延長三百三十八キロのうち半分以上が旧態依然の未改修道路であるため機能がいちじるしく減殺されているから、近く予想される道路法改正を機会に本道路を一級国道に編入の上急速なる改良工事を実施せられたいとの陳情。